

### Ⅲ 求職者給付が求職活動に及ぼす影響について

大須 眞治（中央大学）

#### はじめに一調査分析の前提としての雇用保険制度の概況

「職安求職者調査」の実施にあたって、われわれは公共職業安定所（ハローワーク）前で、調査票の配布を行なった。そうした理由は公共職業安定所の次のような制度の性格によっている。職業安定法第8条で「政府は、職業紹介、職業指導、雇用保険その他この法律の目的を達成するために必要な事項を行なわせるために、無料で公共に奉仕する公共職業安定所を設置する」と規定されており、公共職業安定所は、仕事を探している人、雇用保険による求職者給付を受ける人が利用する公的な機関である。雇用保険に関連する事務手続きと職業紹介業務を一緒に行っているところに公共職業安定所の特徴がある。こうした公共職業安定所の性格から、公共職業安定所は失業者が最もよく集まる所となっている。

そのうちの職業紹介については、近時パソコンによるネット化が進み、自己検索システムが導入されてきている。そのため自己検索システムで職業紹介をする所と、雇用保険手続きを行なう所が場所として分離されているところもある。実際、われわれが調査票配布を行った公共職業安定所でも、飯田橋や千葉などでは、自己検索システムの操作を行なう場所と雇用保険の手続きを行なう場所が別のものに分けられていた。そのため調査票配布の場所をどこにするかによって、失業者の性格にかなりの違いが出てくることとなった。また、職業紹介事業については、今日、公共職業安定所がどのような位置をしめているかについて、2001年8月の労働力調査特別調査によってみると、完全失業者の主な求職方法は、①求人広告・求人情報誌 35.7%、②公共職安に申し込み 34.5%、③学校・知人などに紹介依頼 8.9%、④その他 8.6%などとなっている。複数回答によると①求人広告・求人情報誌 64.3%、②公共職安に申し込み 50.6%である。

公共職業安定所の職業紹介に占める位置はこのようなものであるが、公共職業安定所は職業紹介業務だけでなく、雇用保険に関連する業務も行なう機関であり、失業にかかわるいくつかの業務を合わせ行なっており、今日、依然として失業者が最も多く集まる場所となっているのである。

雇用保険にかかわる業務として重要なのは、求職者給付の給付である。これについて、雇用保険法第1条は、「労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合必要な給付を行なうほか、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に必要な給付を行なうことにより、労働者の生活及び雇用の安定を図る・・・」としている。失業給付の給付はこの目的を実現するものとして行なわれている。

被保険者は、一定の条件を満たすことを前提に、失業した時に求職者給付または特例一時金を受けることができるようになっている。給付を受けられるのは、一般被保険者、短期雇用特例被保険者、日雇労働被保険者で、一般被保険者には、短時間労働被保険者が含まれる。

これらの被保険者は、それぞれの条件を満たした場合、一定の期間、一定額の求職者給付を受けることができる。給付に必要な条件は、一般被保険者については、離職の日以前1年間に被保険者期間が6ヶ月以上であること。短期雇用特例被保険者は、離職の日以前で継続する6ヶ月間で各月11日以上就労したもの、日雇労働被保険者は、失業の日の属する月の直前の2月間に、通算して26日以上就労があることなどである。

以上の条件を満たしたものは、求職者給付（短期雇用特例被保険者は特例一時金）を受けることができるのであるが、求職者給付は受給資格者が失業している日に限って支給されるので、失業の認定が行なわれることになっている。雇用保険法第15条第2項は「前項の失業していることについての認定を受けようとする受給資格者は、離職後、労働省令で定めるところにより、公共職業安定所に出頭し、求職の申し込みをしなければならない」と規定している。失業の認定は、受給資格者が最初に「出頭」した日から起算して4週間に1回行なうことになっている（同条第3項）。失業の認定を行なう受給資格者は、公共職業安定所に「出頭」して、求職の申し込みを行なわなければならないことになっている。つまり求職者給付は仕事がないことに対して給付されるのではなく、仕事がなく、かつ求職し、仕事があればいつでも仕事に就くことができる者に給付されるものとなっているのである。そのため、受給資格者が公共職業安定所の紹介する職業に就くこと、あるいは公共職業安定所長の指示する職業訓練を受けることを阻んだ時には、基本手当の支給はされない。（第32条）。支払われる基本手当の日額は、賃金日額の百分の60から80とされている（雇用保険第16条）

求職者給付の支給は失業してすぐ開始されるわけではない。失業している日数が7日に達しない場合（「待期」）、被保険者が自己の責めに帰すべき重大な理由によって解雇され、または自己の都合によって退職した場合には3ヶ月以内は基本手当の支給はしない（「支給制限」）ことになっている。逆に支給日数を3分の1以上残して、再就職した場合には再就職手当が支給されることになっている。

そこで実際にはどのくらいの日数、求職者給付が払われているかについて表1で示そう。2001年4月に給付日数の改正がされているので、それ以前のものとは以後のものを示しておくこととする。

2001年4月以前では、給付日数は90日～300日となっている。それ以後は、一般の離職者と解雇・倒産等による離職者に分けられ、前者が90日～180日、後者が90日から最高330日となっている（就職困難者を除く）。われわれの調査は2001年の夏に実施されているので、給付を受けている人のなかには、「改正」前の規定により給付を受けている人もかなり含まれていたと考えられる。

調査を実施した 2001 年 8 月現在、全国の求職者給付・基本手当の受給者実人員は 116 万 7 千人であった。この受給者実人員は、1992 年度には 57 万人であったが、1998 年度には 105 万 3 千人と 100 万人を超し、その後 100 万人台が続いている。失業者数の増加が続くなかで、「改正」以後も受給者数は 100 万人を下らず、雇用保険財政の悪化が続いている。そうした状況を受けて、2002 年 10 月から「労働保険の徴収に関する法律」第 12 条第 5 項のいわゆる弾力条項の発動により、保険料の 1000 分の 2 を上げる措置がとられ、さらにその後給付や保険料について本格的な見直しが予定されているのが現在の状況である。

**表1 雇用保険法改正前後の失業給付の所定給付日数の変化**

A 「改正」前の一般被保険者の所定給付日数					
年齢	加入期間				
	1年未満	1-5年未満	5-10年未満	10-20年未満	20年以上
30歳未満	90	90	90	180	180
30-45歳未満	90	90	180	210	210
45-60歳未満	90	180	210	240	300
60-65歳未満	90	240	300	300	300
(就職困難者)					
30歳未満	240	240	240	240	240
30-45歳未満	240	240	240	240	240
45-60歳未満	300	300	300	300	-
60-65歳未満	300	300	-	-	-

B 「改正」後の一般被保険者の所定給付日数				
<一般の離職者>				
一般被保険者	加入期間			
	5年未満	5-10年未満	10-20年未満	20年以上
	90	120	150	180

<解雇・倒産等による離職者>					
年齢	加入期間				
	1年未満	1-5年未満	5-10年未満	10-20年未満	20年以上
30歳未満	90	90	120	180	210
30-45歳未満	90	90	180	210	240
45-60歳未満	90	180	240	270	330
60-65歳未満	90	150	180	210	240
(就職困難者)					
45歳未満	150	300	300	300	300
45-65歳未満	150	360	360	360	360

注) 2001年4月から改正案を施行

資料: 厚生労働省

## 1 失業給付の受給状況別求職者の特徴

ここでの分析目的は、雇用保険による求職者給付（求職者給付は、失業保険時代には失業給付と言われ、現行雇用保険制度の下で使用されるようになったものである。失業給付は給付の性格を実感的にあらわす用語として適切と思われるので、以下文中

では「失業給付」とする)が失業者や転職者など新たに仕事を求めている人々に対し、どのような役割を果たしているかを解明し、今日の失業状況の下で、失業給付がその機能をより有効に発揮していく条件は何かを示そうとするものである。

### (1) 失業給付受給状況の区分

「職安求職者調査」で調査対象とした職安求職者を雇用保険の失業給付の状況とのかかわりで整理してみる。

「現在、雇用保険の失業給付をうけていますか」という問に対する回答としては、「雇用保険受給中である」が 890 人 (52.8%)、「最初は受けたが給付期限が終了した」が 191 人 (11.3%)、「給付の待機中」318 人 (18.9%)、「いいえ、受けたことがない」が 231 人 (13.7%) であった。「その他」39 人、「NA」16 人であった。

失業給付の受給者が過半数であった。これを全国の傾向と比べてみよう。先に見たように、調査実施した 2001 年 8 月時点での雇用保険の基本手当受給者実人員は 116 万 7 千人、この時の完全失業者数は 336 万人である。このことから雇用保険受給者数の完全失業者数に対する比率は 34.7%となる。調査での雇用保険受給者数の失業者に対する比率は、全国のそれにくらべるとかなり高くなっていると考えられる。さらに職安求職者には完全失業でない人もかなり含まれているということも考慮すれば、失業給付受給者へのかたよりはかなり大きくなっていると言えよう。

これは雇用保険法の規定から、失業給付の受給者は 4 週に 1 回、職業安定所で失業者の認定を受けなければならないということと関連している。調査票の配布が職安前で実施されたこと、できるだけ多くの調査票の配布を行ない、特に失業者の回答を多く得ようという目的で、認定日を選んで調査票の配布を行なったためである。その結果、調査対象の多くに認定に来ている人が含まれることになったのである。

回答項目のうちの「受けたことがない」には 13.7%の回答があった。この「受けたことがない」には、失業したことがないためにそうなっている人と、失業したが雇用保険の被保険者でなかったか、被保険者であったが失業給付の条件を満たしていなかったためにそうなった人の 2 つのケースがありえる。この 2 つのケースは、それぞれの状況の意味する内容に大きな違いがあるので、これを求職活動の開始理由とクロスさせて再分類することとした。求職活動の開始理由として、「勤め先や事業の都合 (人員整理、事業不振、定年等) で仕事をやめたため、あらたな仕事を探し始めた」と「自分または家族の都合で前の仕事をやめたために仕事を探し始めた」と回答した人は、離職して求職している人なので、その限りでは失業給付を受ける条件をもっている人である。しかし失業給付については「受けたことがない」と回答しているので、このような人々は失業しても何らかの理由で失業給付を受けられなかった人々である。これらの人々を「適用外」とした。

また、求職活動の開始理由として、「現在仕事をもっているが、別の仕事に変わるためにあらたな仕事を探し始めた」「現在就いている仕事に加えて、別の仕事もしたいと思い探し始めた」「学校を卒業して、あらたに仕事につくために仕事をさがしはじめた」「仕事に就いていたわけではないが、何か収入になるしごとをしたいと思い、探し始めた」「仕事に就いていたわけではないが、仕事をもてる条件ができ、能力を生かす仕事を探し始めた」と回答した人は、離職したわけではないが、仕事を続けながら新しい仕事を探している人かまだ仕事をしたことがない人々である。これらの人々は求職してはいるが、離職していない人で、失業給付を受ける資格を、もともと持っていない人である。これらの人を「転職・新規就労希望」とした。こうして、「受けたことがない」と回答した人を「適用外」と「転職・新規就労希望」に分類した。その結果、前者は137人、後者は68人となった。

こうした分類を行なった結果、失業給付の受給状況は次のように分類されることとなった。

調査票による分類			新分類	
受給中	890人	(52.8%)	890人	(55.5%)
受給期間終了	191人	(11.3%)	191人	(11.2%)
待機中	318人	(18.9%)	318人	(19.8%)
受けたことなし	231人	(13.7%)	「適用外」	137人 (8.5%)
			「転職・新規就労希望」	68人 (4.2%)
その他・NA	55人	(3.2%)	ゼロ	
合計	1685人	(100.0%)	1604人	(100.0%)

雇用保険による失業給付の受給状況を以上の5つに分類して分析を進めていく。

## (2) 失業給付の受給状況別求職者の年齢構成の特徴

失業給付状況を以上のように区分して、それぞれの失業給付ごとに求職者にどのような特徴があるかを分析して、失業給付が求職者にどのような影響を与えているかを明らかにすることにする。

失業給付の受給状況と求職者の年齢構成にどのような関連があるかを、まず、見てみよう(表2)。受給状況別に年齢構成にどのような特徴あるかを見てみると、「受給中」は、65歳未満の比率が一番高く43.4%、次ぎに55歳未満で19.7%となっている。「受給期間終了」も55歳未満が26.7%と一番高く、これについて65歳未満が23.6%となっている。これに対して「待機中」は35歳未満が40.9%で一番高く、「適用外」も35歳未満が一番高く25.5%になっていて、次に65歳未満24.1%である。「転職・新規就労希望」は35歳未満が44.1%となり、圧倒的に若い年代で比率が高くなっている。35歳未満をすべて加え

ると、高いのは「待機中」46.9%、「適用外」36.4%、「転職・新規就労希望」63.2%である。「転職・新規就労希望」の圧倒的な高さが目立つ。これに対して「受給中」「受給期間終了」は18.6%、25.6%と若い年代は少なく、高齢者が比較的多くなっている。

表2 失業給付の状況別年齢階層

	年齢						NA	合計	%	総人数
	25歳未満	35歳未満	45歳未満	55歳未満	65歳未満	65歳以上				
総数	72	385	225	315	522	54	31	1604		
(横%)	4.5	24.0	14.0	19.6	32.5	3.4	1.9	100.0		1604
(失業給付の状況)										
受給中	2.1	16.5	12.2	19.7	43.4	4.5	1.6	100.0		890
受給期間終了	3.1	22.5	17.8	26.7	23.6	3.7	2.6	100.0		191
待機中	6.0	40.9	16.7	17.0	17.6	1.3	0.6	100.0		318
適用外	10.9	25.5	12.4	19.7	24.1	1.5	5.8	100.0		137
転職・新規就労希望	19.1	44.1	17.6	11.8	2.9	1.5	2.9	100.0		68

### (3) 失業給付の状況と失業期間との関連

失業給付の受給状況が求職期間とどのように関連しているか、次ぎに見てみよう(表3)。

失業給付は求職している者に給付されている。「受給中」はそうした状態にある人であるが、「3～6ヶ月」が47.6%、「6～9ヶ月」が20.2%で2番目の高さになっている。求職期間が9ヶ月よりも長いところで、構成比は極端に低くなっている。これは、失業給付の受給を9ヶ月以上続けている人が少ないことを示している。雇用保険法の規定が基本手当の支給は離職の次の日から1年以内となっているために、そのような制度の影響を反映しているものと考えられる。後に、「簡単なまとめ」のところで見ると、このように失業保険給付の期間が短いことは、日本に独特なことであり、失業者の求職活動、生活に大きな問題であるばかりでなく、現に就労している人の労働条件にも大きく関連するものである。

「受給期間終了」は、制度の性格から「受給中」よりも求職期間が長いところに多くあらわれる。「1～2年」が23.0%と一番比率が高く、次いで「6～9ヶ月」で20.4%となっている。求職期間が「3ヶ月未満」で「受給期間終了」しているのは、制度からは説明できない。問題なのは、「受給中」が6ヶ月をピークにしているのに対して、「受給期間終了」のピークが1年以上のところにあるということであろう。受給終了してからかなり長い期間にわたって求職している人が相当の数存在していることを意味している。失業給付のないまま、求職活動している人がかなりの数居るといえることができる。

「待機中」は、制度の性格から「3ヶ月未満」に多くあらわれるのは当然で、82.7%の人が「3ヶ月未満」になっている。

「適用外」と「転職・新規就労希望」は雇用保険とは差し当たり関係のないところに置かれている人であるが、これらの人々は「3ヶ月未満」のところで高い比率を示している。

「適用外」は「3ヶ月未満」62.4%、「転職・新規就労希望」は53.2%となっている。雇用

保険の保障外に置かれている人は、求職期間の短いところに集中している。6ヶ月未満を合わせてみると、「適用外」が79.2%、「転職・新規就労希望」76.6%となっており、4分の3から8割が6ヶ月未満の求職期間に集中している。

以上の事実から、失業給付の存在と求職期間の相対的な長さとは関連しているということができよう。失業給付が求職期間の相対的な長さに関連しているとする、それは求職者に何をもたらしているのか、逆に雇用保険による支えのない人の求職期間が比較的短期になっていて、長期の人が出てこないのにはどういう理由があるのであろうか、それは再就職条件によって規定されているのか、再就職の条件とは関係がないのか、これらについての調査はしていないので、今回の調査結果からはなんともいえない。

たとえ再就職に規定されているとしても、再就職後の労働条件が離職前にくらべて大きく低下することは、「失業構造の研究」<sup>1</sup>などであきらかにされている。それによると、離職前の年収平均値が426.92万円であるのに、再就職後の平均値は324.26万円で、100万円以上減少になっている。こうした不利な再就職条件でも早期に再就職に踏み切っているのはなぜか、これは追求されなければならない課題である。

また、再就職することなく求職活動を打ち切っているとすればそれはなぜなのか。特に「適用外」や「転職・新規就労希望」などの人が短期のうちにそのような決断をするにいたった要因について分析していく必要がある。

表3 失業給付の状況別求職期間の状態

	求職期間						NA	合計	%	総人数
	3ヶ月未満	3～6ヶ月	6～9ヶ月	9ヶ月～1年	1～2年	2年以上				
総数	622	523	229	62	73	41	54	1604		
(横%)	38.8	32.6	14.3	3.9	4.6	2.6	3.4	100.0		1604
(失業給付の状況)										
受給中	22.1	47.6	20.2	4.3	2.1	0.6	3.0	100.0		890
受給期間終了	18.3	12.0	20.4	9.4	23.0	12.6	4.2	100.0		191
待機中	82.7	12.3	1.6	0.6	0.3	0.0	2.5	100.0		318
適用外	63.5	19.0	0.7	2.9	3.6	5.8	4.4	100.0		137
転職・新規就労希望	58.8	16.2	5.9	0.0	5.9	5.9	7.4	100.0		68

## 2 失業給付の状況別求職活動の特徴

### (1) 職安訪問回数から見た求職活動の特徴

求職者の求職活動について、職安の訪問頻度という観点から分析してみよう。この場合、職安の訪問頻度を一応、求職活動の熱心度を計る尺度として考えることとする。もちろん求職活動は後にみるように「職安」だけでなく多くのものがある。だから「職安」だけを

求職活動の尺度と使用するのはい面的と言えなくもない。しかし、「職安」求職者の多くに共通した求職方法であり、そこでの求職の仕方も定型化されているところがあるので、尺度にしやすい面があり、差し当たり尺度としてみることにする。もう一つの問題として、失業給付の受給を受ける人には職安への訪問が法律で義務付けられているということがあ。そのような職安訪問を求職のための自発的な行動とばかりは言えない面もあるが、それをまったく自発的な求職活動でないと切り切れないものでもある。そのような制度的なものも念頭に置いて、分析を進めることにする。

雇用保険の受給状況別に失業者の職安訪問頻度を見てみよう（表4）。「受給中」は「月1回」が473人53.1%で一番高い。これは雇用保険が、失業給付の受給者に4週間に1回の失業認定を義務付けていることと深く関連していると考えられる。「待機中」も「月1回」が一番多くて30.5%、次いで「月2、3回」22.6%となっている。これも制度との関りが考えられる。これら2つの給付状況にある人の職安訪問は、雇用保険法に基づくものを無視することはできない。とはいえ、これらの人々が単に給付条件を満たすだけの最低限の求職活動しかしていないと切り切ることにはできない。一つには月1回（4週に1回）の失業認定を超えて職安訪問している人が「受給中」で42.4%（「ほぼ毎日」、「週2、3回」、「週1回」「月2、3回」の合計）、「待機中」で66.9%（同前）にも達しているからである。さらに求職活動は後で見るように職安だけでなく、多くの方法があり、職安はそうしたいろいろある求職方法のうちの一つであるからである。

失業給付から当面関係のないところに置かれている「受給期間終了」「適用外」「転職・新規就労希望」について見てみよう。「受給期間終了」は「週2、3回」が35.1%で最も高くなっている。「適用外」、「転職・新規就労希望」の人は「週1回」が一番高く、「適用外」が30.7%、「転職・新規就労希望」が39.7%になっている。少なくとも週1回以上職安を訪問している人の比率では、「受給期間終了」68.6%、「適用外」70.9%、「転職・新規就労希望」67.7%となっている。これらの人々においては少なくとも週1回以上職安訪問している人が3分の2以上、ほぼ7割にも上っているのである。

職安訪問頻度という観点からすると失業給付条件のある人は、比較的訪問回数は低く、当面雇用保険の範囲外に置かれた人は、頻繁に職安訪問を行なっているという特徴がある。

## (2) 求職活動方法から見た求職活動の特徴

失業給付の状況の違いが求職活動の方法にどのような違いをもたらすか、次に見てみよう。

表5によって、失業給付の状況と求職活動の方法との関係を見る。求職活動の方法は「あなたは主にどのようなやり方で求職活動をしていますか」という問い、複数回答で答えてもらったものである。回答を全体的に見ると、一番多いのが「新聞・求人誌」で1255人(78.2%)、ついで「職安」1035人64.5%で、これら2つが特別に高い数字を示している。



表4 失業給付の状況別職安訪問頻度の分布

	職安訪問頻度							NA	合計	%	総人数
	ほぼ毎日	週2、3回	週1回	月2、3回	月1回	その他					
総数	84	257	307	254	623	42	37	1604			
(横%)	5.2	16.0	19.1	15.8	38.8	2.6	2.3	100.0		1604	
(失業給付の状況)											
受給中	2.2	8.9	15.1	16.2	53.1	1.8	2.7	100.0		890	
受給期間終了	14.7	35.1	18.8	9.4	16.8	3.1	2.1	100.0		191	
待機中	5.0	17.9	21.4	22.6	30.5	1.3	1.3	100.0		318	
適用外	11.7	28.5	30.7	6.6	12.4	6.6	3.6	100.0		137	
転職・新規就労希望	5.9	22.1	39.7	16.2	5.9	10.3	0.0	100.0		68	

表5 失業給付の状況別求職方法の分布(複数回答可)

	求職方法						合計	%	総人数
	新聞・求人誌		職安		家族知人				
	利用する	利用しない	利用する	利用しない	利用する	利用しない			
総数	1255	349	1035	569	252	1352			
(横%)	78.2	21.8	64.5	35.5	15.7	84.3			
(失業給付の状況)									
受給中	80.1	19.9	53.0	47.0	19.0	81.0			
受給期間終了	80.6	19.4	85.9	14.1	8.9	91.1			
待機中	78.3	21.7	69.8	30.2	14.8	85.2			
適用外	67.2	32.8	85.4	14.6	8.8	91.2			
転職・新規就労希望	69.1	30.9	88.2	11.8	10.3	89.7			
	民間職業紹介		仕事関係		合計	%	総人数		
	利用する	利用しない	利用する	利用しない					
	総数	171	1433	165				1439	1604
(横%)	10.7	89.3	10.3	89.7	100.0	1604			
(失業給付の状況)									
受給中	10.3	89.7	13.4	86.6	100.0	890			
受給期間終了	14.7	85.3	4.2	95.8	100.0	191			
待機中	9.1	90.9	8.8	91.2	100.0	318			
適用外	10.2	89.8	6.6	93.4	100.0	137			
転職・新規就労希望	11.8	88.2	1.5	98.5	100.0	68			

それらについて「家族・知人」252人(15.7%)、「民間職業紹介・派遣」171人(10.7%)、「仕事関係」165人(10.3%)になっている。これらが主な求職方法である。さらに「直接応募」84人(5.0%)、「とくにしない」31人(1.8%)、「職業訓練」27人(1.6%)、「採用試験」17人(1.0%)、「学校の紹介」9人(0.5%)がある。「新聞・求人誌」「職安」「家族・知人」「民間職業紹介・派遣」「仕事関係」が数的には大きなものとなっているので、これらについて失業給付の状況との関係で見てみよう。

まず「新聞・求人誌」については、「受給中」、「受給期間終了」、「待機中」はそれぞれ80.1%、80.6%、78.3%で利用率が比較的高い。これに対して「適用外」は67.2%、「転職・新規就労希望」は69.1%で利用率は相対的に低くなっている。

「職安」については、「受給期間終了」、「適用外」、「転職・新規就労希望」はそれぞれ85.9%、85.4%、88.2%と利用率は高いが、「受給中」53.0%、「待機中」69.8%で利用率は低い。

「家族・知人」については、「受給中」、「待機中」はそれぞれ19.0%、14.8%で利用率は比較的高いが、「受給期間終了」は8.9%、「適用外」は8.8%、「転職・新規就労希望」は10.3%で利用率は低い。

「民間職業紹介・派遣」については、「受給終了」が14.7%で利用率が高く、それ以外の失業給付状況にある人では利用率は低い。

「仕事関係」は「受給中」13.4%で高く、ついで「待機中」8.8%が高くなっている。「受給期間終了」4.2%、「適用外」6.6%、「転職・新規就労希望」1.5%で低くなっている。

利用率の高いものを一覧表にしてみると次ぎのようになる(○は他の失業状況の人に比べて利用率の高いものを示す。◎は特に高いもの、△は○の次に高いもの)。

	新聞・求人誌	職安	家族知人	民間職業紹介・派遣	仕事関係
受給中	○		○		○
受給期間終了	○	○		○	
待機中	△		○		△
適用外		○			
転職・新規就労希望		◎		△	

失業給付の「受給中」及び「待機中」の人は、「新聞・求人誌」や「家族知人」、「仕事関係」の利用率が高く、「職安」の利用率が低いという特徴がある。逆に「適用外」、「転職・新規就労希望」は「職安」の利用率が高くなっている。「支給期間終了」の人は、「新聞・求人誌」、「職安」、「民間職業紹介・派遣」など比較的多く方法を利用しているが、「家族知

人」「仕事関係」の利用率は低くなっている。

「受給中」や「待機中」のように雇用保険の失業給付の下にある時には、「職安」の利用は比較的lowく、「新聞・求人誌」、「家族知人」、「仕事関係」など身近な人間関係の活用が比較的高い。これに対して「受給期間終了」、「適用外」、「転職・新規就労希望」など現状では失業給付の適用範囲外にある人は、身近な人間関係の利用は低くなり、職安利用が比較的高くなる。「受給期間終了」は求職方法として、家族や仕事関係などの身近な人間関係を利用することは少なく、職安や民間職業紹介など個人的な関係の希薄な機関を利用して、求職していることが注目される。

### (3) 求職活動援助者の状況から見た求職活動の特徴

次ぎに求職方法に関連する問題として、求職援助者について見てみよう。これについては「求職活動で周りに助けてくれる人はいますか」を複数回答で質問した。それに対する回答を全体としてみると、一番多いのが「援助者なし」で1059人(62.8%)。ついで「友人」が422人(25.0%)、「勤務先」178人(10.6%)、「親戚」163人(9.7%)であった。これを失業給付の状況別に見てみたのが、図1-A, B, C, Dである。

最初に図1-Dで何らかのかたちでの求職援助者のいる人の比率を見てみると、「転職・新規就労希望」42.6%、「待機中」41.2%、「受給中」40.0%が高くなっている。「受給期間終了」「適用外」は低くそれぞれ27.7%、28.5%になっている。すでに失業しているかどうか、失業給付を受けているか、あるいは受けられる者で求職援助者の多寡に差が出てきている。すなわち、「転職・新規就労希望」はまだ失業していないという意味で、「待機中」「受給中」は失業給付を受けているという意味で、求職援助者を比較的多く確保している。

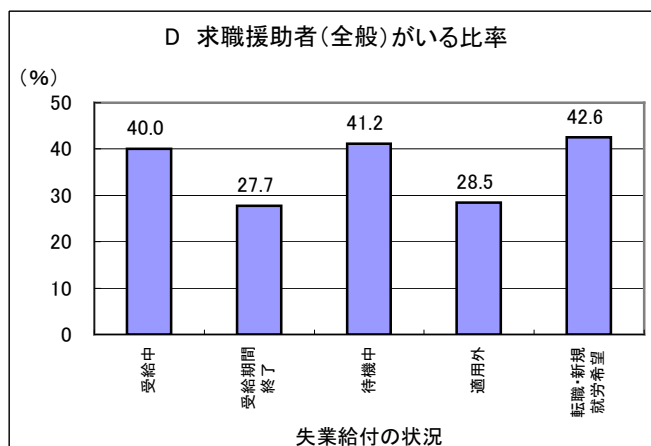
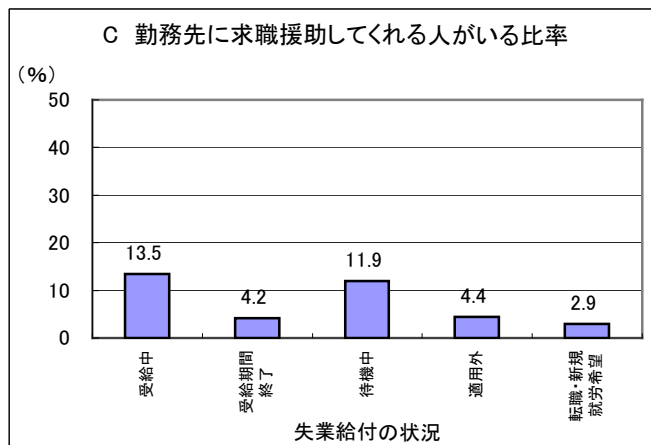
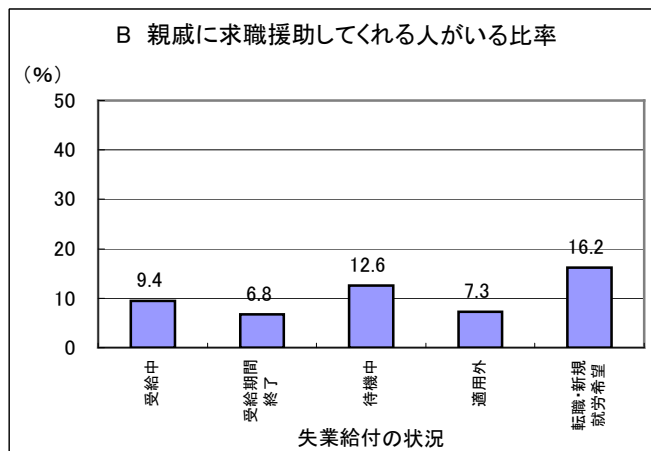
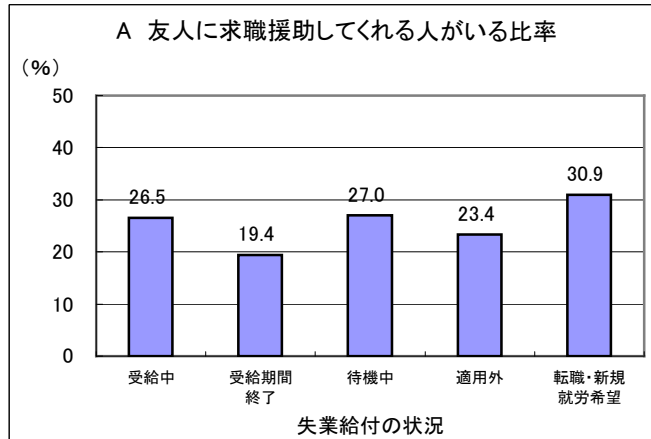
次ぎに図1-Aで友人の求職援助者について見てみよう。やはり「転職・新規就労希望」が一番高く30.9%、ついで「待機中」27.0%、「受給中」26.5%が続いている。求職援助者全般の傾向と同じものとなっている。「受給期間終了」、「適用外」は低く、それぞれ19.4%、23.4%である。

図1-Bにより親戚の求職援助者を見てみるとこれも同じ傾向で、「転職・新規就労希望」16.2%、「待機中」12.6%、「受給中」9.4%になっている。「受給期間終了」、「適用外」は低く、それぞれ6.8%、7.3%である。

図1-Cで勤務先の求職援助者を見ると、他とは違って「転職・新規就労希望」が一番低く2.9%である。それを別にすれば、他と傾向は同じで、「受給中」が13.5%「待機中」が11.9%と高く、「受給期間終了」「適用外」は、それぞれ4.2%、4.4%と低くなっている。

「転職・新規就労希望」が一番低いのは、転職などのような求職活動が職場に公然とさせないままに行なわれる場合が多いという状況を反映したものと思われる。また、新規就労者の場合には職場をいまだ持ったことがないという事情もあるであろう。「受給終了」と

図1 失業給付の受給状況別求職援助者の有無



「適用外」は勤務先での援助者は少なくなっているがこれは、これまで全般、友人、親戚に見てきたことと共通している。

これらを見た結果、失業しているかどうかという問題と、失業給付の有無が援助者の多寡に大きく影響しているという最初に求職援助者全般に言えたことが、友人や親戚にも言えるということが判明した。勤務先の援助者についてはこれらとは異なる傾向を示しているように見えるが、転職や新規求職者のもっている特別な事情を反映したもので、それを除けば同じ傾向があると言えよう。「転職・新規就労希望」はまだ失業していないことから、かなり多くの援助者が得られている。

さらに失業給付の有無が求職援助者の確保に大きくかかわっていることがわかる。「受給中」と「待機中」を一組として、失業給付のある人とし、「受給期間終了」と「適用外」を一組として失業給付のない人として両者を比べると、「受給中」・「待機中」が「受給期間終了」・「適用外」にくらべて多くの援助者を確保している。

こうしたことから、失業は一般的に求職活動を援助してくれる人の幅を狭くすることに関連しているといえる。失業給付は、そうした中でも比較的援助者を広げることに関連しているといえる。失業者は失業という事態そのものにより広範な求職援助者から切り離される傾向に置かれ、失業給付はそうした人間関係の狭隘化を一定程度抑制するものとして作用していると言えよう。

求職援助者の以上のような状況に加えて金銭的な援助者はどのようになっているかを見よう。それについて「生活に困ったときに金銭の融通をしてくれる人（同居人は除く）はいますか」という質問を行ない、これに複数回答してもらった。一般的に金銭の融通は、求職援助よりも深い信頼関係を前提に成り立っているものと考えられるが、回答結果から両者の関係を見ると次ぎのようになった。

#### 求職援助者や金銭融通者の有無について

	友人にいる	親戚にいる	勤務先にいる	いない
求職援助者	25.0%	9.7%	10.6%	62.8%
金銭融通者	5.6%	35.5%		60.2%

注) 失業給付の状況について不明、NAの人を含んでいるので表6の合計の数とは合わない。

その結果、求職援助者についても金銭融通者についてもそれぞれ「いない」という人はほぼ60%で、両者にあまり大きな違いはなかった。ところが誰が求職援助者や金銭融通者になるかということについては、かなり異なっている。求職援助者が友人にいるという人は多く25.0%、これに対して金銭融通者が友人にいるという人は5.6%にしか過ぎない。親戚について見ると、求職援助者が親戚にいるという人は9.7%にしか過ぎないが、金銭

融通者は35.5%になっている。金銭融通者は求職援助者とは異なり、友人にいたる人は極端に少なく、親戚にいたる人が多くなっている。求職援助者は友人に多く、金銭融通者は親戚に多いというのがおよその状況である。

こうした特徴をもつ金銭融通者の存在を失業給付の状況別に見てみよう（表6）。

ここでも「転職・新規就労希望」が比較的多くの金銭融通者をもっており、「友人」で10.3%、「親戚」で36.8%、「全般」では45.6%となっており、「親戚」を除けば、他の失業給付の状況にある人に比べて、一番高い比率になっている。「親戚」と「全般」については求職援助者とはほぼ同じような傾向があらわれている。つまり、「受給中」と「待機中」が高く、失業給付のない「受給期間終了」と「適用外」で低くなっている。「受給中」は「親戚」では38.0%、「全般」では42.4%、「待機中」は「親戚」で36.2%、「全般」で40.3%になっている。そして「受給期間終了」「適用外」は「親戚」ではそれぞれ31.9%、27.0%となり、「全般」ではそれぞれ34.6%、32.1%となっている。

ところが「友人」では「適用外」が8.0%と比較的高い比率を示し、他のところとは違った傾向になっている。この「友人」での「適用外」を例外としてみれば、金銭融通者の傾向も求職支援者の傾向も同じようなものになっていると言える。

つまり、失業していない人、失業給付のある人、失業給付のない人の順で、金銭融通者が多いという傾向がある。失業者から見れば、失業、失業給付の終了と段階を経るごとに、金銭融通してくれる人の範囲を狭めていくことになる。

失業給付の支給停止は、公的な保障から失業者を切り離すだけでなく、私的な援助や私的な金銭援助からも失業者を切り離していくことを意味している。失業者はますます制度的にも、人間関係的にも孤立された状態のなかで求職活動していかなければならなくなるのである。

**表6 失業給付の状況別金銭融通者のある人の比率(複数回答可)**

	金銭融通者のある人			総人数
	友人に ある人	親戚に ある人	金銭融通 する人がい	
総数	93	576	646	1604
総人数 %	5.8	35.9	40.3	
(求職者の受給状況)				
受給中	5.6	38.0	42.4	890
受給期間終了	4.7	31.9	34.6	191
待機中	5.0	36.2	40.3	318
適用外	8.0	27.0	32.1	137
転職・新規就労希望	10.3	36.8	45.6	68

#### (4) 求職活動で直面した問題点

求職活動を行なっているなかで、現実に直面した問題点はどのようなものであろうか。

これについては「求職活動について困っている問題はありますか」という質問を複数回答で行なった。回答に出てきた問題を多い順に並べてみると、①「年齢制限」901人(56.1%)、②「希望に合う労働条件の求人がない」477人(29.7%)、③「技術・経験が活かせる求人がない」285人(17.8%)、④「求人がない」272人(17.0%)、⑤「学歴、資格など求人条件が合わない」215人(13.4%)、⑥「勤務地が遠い」172人(10.7%)、⑦「とくになし」143人(8.9%)となっている。以下、経験年数不足144人(8.5%)、意欲の喪失76人(4.5%)、その他74人(4.4%)、性別45人(2.7%)、健康状態や障害を理由に採用されない36人(2.1%)である。

選択肢がかなり多くなっているため、このうちの上位6位までを取って、失業給付の状況別に求職活動上の問題にどのような違いがあるか見てみることにする。表7がそれを一覧にしたものである。

多くの分野で、「受給期間終了」が一番多く問題点を抱えていることがわかる。表7を見ると問題が「とくになし」の人が「受給期間終了」では4.2%にしか過ぎず、一番少なくなっている。95.8%の人は問題があると回答しているのである。これに対して「待機中」は「とくになし」は13.5%になっていて問題のない人の比率が高くなっている。「転職・新規就労希望」も問題なしは11.8%となっている。

「求人がない」を問題点としてあげた人は「受給期間終了」が一番多く20.9%、逆に一番少ないのは「待機中」13.2%である。

「技術・経験を活かさない」を問題点としてあげた人は「受給期間終了」で一番多く23.6%、一番少ないのは「転職・新規就労希望」の16.2%、「待機中」の16.4%である。

「年齢制限」を問題としてあげた人も「受給期間終了」が一番多く64.4%、一番少ないのは「転職・新規就労希望」で32.4%になっている。

「希望に合う労働条件の仕事がない」に関しては、一番多いのが「待機中」で39.6%、次ぎが「受給期間終了」で33.5%、一番少ないのは「転職・新規就労希望」の22.1%である。

「勤務地が悪い」を問題とした人については「受給期間終了」が一番多く19.9%、「待機中」は9.7%で一番少なく、「転職・新規就労希望」は11.8%で二番目に少なくなっている。

「学歴・資格」を問題としてあげた人については一番多いのが「適用外」で24.1%、ついで「受給期間終了」で20.9%となっている。少ないのは「待機中」14.2%、「転職・新規就労希望」の14.7%である。

このように受給期間を終了した人が多くの面で求職上の問題を持った人が最も多く存在している。「受給期間終了」が問題点ごとの比率で一番多いのは、「とくになし」、「求人がない」、「技術・経験が活かさない」、「年齢制限」、「勤務地が悪い」で、二番目に多いのは「希望に合う労働条件の仕事がない」、「学歴・資格に問題」である。

受給期間終了者は、雇用保険の給付から切り離され、求職上最も多くの困難を背負って、求職活動に向かっていることが示されている。

表7 失業給付の状況と求職上の問題点との関係(複数回答可)

	求職上の問題点							
	とくになし		求人がない		技術経験が生かせない		年齢制限	
	該当する	該当しない	該当する	該当しない	該当する	該当しない	該当する	該当しない
総数	143	1461	272	1332	285	1319	901	703
(横%)	8.9	91.1	17.0	83.0	17.8	82.2	56.1	43.8
(失業給付の状況)								
受給中	8.0	92.0	17.8	82.2	17.2	82.8	63.7	36.3
受給期間終了	4.2	95.8	20.9	79.1	23.6	76.4	64.4	35.6
待機中	13.5	86.5	13.2	86.8	16.4	83.6	40.9	59.1
適用外	9.5	90.5	15.3	84.7	17.5	82.5	43.1	56.9
転職・新規就労希望	11.8	88.2	16.2	83.6	16.2	83.8	32.4	67.6
	希望に合う労働条件の仕事がない		勤務地が悪い		学歴・資格に問題		合計	
	該当する	該当しない	該当する	該当しない	該当する	該当しない		
総数	477	1127	172	1432	215	1389	1604	
(横%)	29.7	70.3	10.7	89.3	13.4	86.6	100.0	
(失業給付の状況)								
受給中	27.2	72.8	8.3	91.7	9.8	90.2	890	
受給期間終了	33.5	66.5	19.9	80.1	20.9	79.1	191	
待機中	39.6	60.4	9.7	90.3	14.2	85.8	318	
適用外	21.9	78.1	15.3	84.7	24.1	75.9	137	
転職・新規就労希望	22.1	77.9	11.8	88.2	14.7	85.3	68	

### (5) 求人に対する対応

求職活動を現実に進めていく中で、求人に対してはどのように対応していくか、その対応の仕方は失業給付の状況によってどの程度異なったものとなるのかを分析してみる。

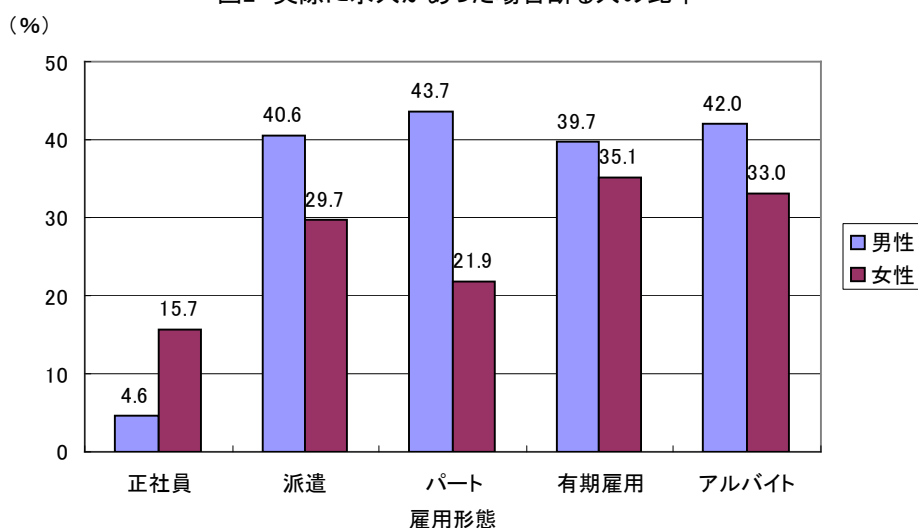
具体的に出された求人に対して、求職者はどのような対応を行っているであろうか。求人の内容がどのような雇用形態であるかについて、求職者の対応がどのように異なったものとなっているか全体的に見てみよう。「正社員」の求人に対しては断る人は9.5%と極端に低いが、その他の「派遣」「パート」「有期雇用」「アルバイト」については断る比率が高くなっている。断る比率は「派遣」が35.8%、「パート」が34.2%、「有期雇用」が37.7%、「アルバイト」が38.1%となっていて、どれもほぼ同じような比率で断るという結果になっている。ここに「正社員」への指向の高さがあらわれている。逆に「正社員」以外の雇用形態の求人については、避けられる傾向が強くなっている。これをさらに男女別に見てみよう(図2)。

男女とも同じように「正社員」への指向の強さがあらわれているが、その指向の強さでは男女に違いがある。男性を見ると、「正社員」を断る人は4.6%にしか過ぎないのに対し、その他の雇用形態についてはほぼ40%以上の人断ると答えている。「正社員」の求人に対する対応と、それ以外の雇用形態の求人に対する対応には大きな開きがある。これに対して、女性も男性と同様に「正社員」への指向の高さはあらわれているが、男性のそれほ



ど極端にはなっていない。女性の場合、「正社員」を断る人は 15.7%で、やはり一番低くなっている。しかし男性の 4.6%に比べればかなり高くなっている。他方、「パート」を断る人は 21.9%、「派遣」29.7%、「アルバイト」33.0%、「有期雇用」35.1%で男性の場合ほどの極端な落差はあらわれていない。ただ女性の場合には、「わからない」という人が男性に比べて多くなっている。「正社員」では男性 8.6%に対して女性 13.7%、「派遣」では男性 19.7%に対し女性 29.7%、「パート」では男性 14.3%に対し女性 18.6%、「有期限雇用」は男性 16.8%に対し女性 26.2%、「アルバイト」では男性 17.7%に対し女性 24.1%になっている。このような数的にあらわれる限りでは、雇用形態へのこだわりについては女性は男性よりも弱くなっている。

図2 実際に求人があった場合断る人の比率



次に失業給付の状況別に求人の雇用形態ごとへの対応の違いを見てみよう（表 8）。

求人が正社員である場合それへの対応を他の雇用形態にくらべると、断る比率は低く、逆に断らない比率が高いのは先にみた一般的な傾向である。これを失業保険の状況別に求職者の対応の仕方を見てみよう（雇用形態に対する対応の仕方についての類型化については、坂田氏が行なったものによっている）。

正社員（フルタイム）にのみにこだわっている人（「フルタイム単独」）の比率の一番高いのは「転職・新規就労希望」で 39.7%になっている。主に正社員（「主にフルタイム」）と答えている人を加えると 58.8%が正社員にこだわっていることになる。次いでフルタイムへのこだわりが高いと思われるのは「待機中」で、正社員のみの方は 33.0%で、これに主に正社員の人を加えると 50%になる。これらがフルタイム雇用へのこだわりの強い失業給付の支給状況の人である。

雇用形態へのこだわりの低い人を見ると、「受給期間終了」で「こだわらない」が一番高く 34.0%である。ついで「受給中」が 26.7%、「適用外」が 24.8%となっている。

正社員へのこだわりの高い者から順に並べると、「転職・新規就労希望」、「待機中」、「適

用外」、「受給期間終了」、「受給中」となる。「フルタイム単独」でも、これに「主にフルタイム」を加えたものでもこの順番に変わりはない。逆に、「こだわらない」の比率の高いのから順に並べると、「受給期間終了」、「受給中」、「適用外」、「転職・新規就労希望」、「待機中」となる。

これらを合わせて見ると、正社員の雇用へ指向性の高いのは、「転職・新規就労希望」、「待機中」で、正社員への指向性が低いのは「受給期間終了」、「受給中」である。「適用外」は正社員指向の強い人と雇用形態こだわらない人に2分化されている。

「転職・新規就労希望」が、比較的目的に沿った選択をする余地を持っており、それに次いでいるのが「待機中」である。これに対して「受給期間終了」と「受給中」は雇用形態を選ばず、求人に応じる人の比率が高い。とくに「受給期間終了」は「こだわらない」が飛び抜けて高くなっており、「受給期間終了」した人の求職への切迫した状況が現れているといえよう。「適用外」は正社員指向の人とこだわらない人とに二分された状態になっている。

表8 失業給付の状況別求人に対する対応の違い

	求人に対する対応 正社員(フルタイム)の求人があった場合				派遣の求人があった場合			
	断る	断らない	わから ない	NA	断る	断らない	わから ない	NA
総数	150	1149	174	131	566	414	375	249
(横%)	9.4	71.6	10.8	8.2	35.3	25.8	23.6	15.5
(失業給付の状況)								
受給中	11.8	66.4	11.3	10.4	33.9	26.2	21.1	18.8
受給期間終了	5.2	83.2	5.2	6.3	34.6	30.4	23.0	12.0
待機中	8.2	73.6	14.5	3.8	39.9	21.7	28.6	9.7
適用外	5.1	78.1	8.8	8.0	32.1	24.1	27.7	16.1
転職・新規就労希望	2.9	85.3	7.4	4.4	39.7	3.9	20.6	8.8
	パートの求人があった場合				有期雇用の求人があった場合			
	断る	断らない	わから ない	NA	断る	断らない	わから ない	NA
総数	542	606	263	193	603	414	354	233
(横%)	33.8	37.8	16.4	12.0	37.6	25.8	22.1	14.5
(失業給付の状況)								
受給中	27.8	42.0	15.7	14.5	32.8	28.1	21.5	17.6
受給期間終了	35.6	37.2	17.8	9.4	42.4	25.7	19.9	12.0
待機中	43.7	32.1	16.7	7.5	42.1	23.6	25.8	8.5
適用外	41.6	28.5	17.5	12.4	42.3	21.2	21.9	14.6
転職・新規就労希望	45.6	29.4	17.6	7.4	55.9	16.2	19.1	8.8
	アルバイトの求人があった場合				合計			
	断る	断らない	わから ない	NA				
総数	597	447	330	230	1604			
(横%)	37.2	27.9	20.6	14.3	100.0			
(失業給付の状況)								
受給中	33.4	29.9	19.1	17.6	890			
受給期間終了	35.1	31.9	20.9	12.0	191			
待機中	45.0	23.0	23.6	8.5	318			
適用外	42.3	23.4	21.9	12.4	137			
転職・新規就労希望	47.1	22.1	22.1	8.8	68			

### 3 失業給付の状況別求職者の生活状態と要求

失業給付の受給終了が求職者に切迫した求職活動を強制しているように見える。求職者をそのような状況に追い立てる原因として、求職者の生活状態があると考えられる。

そこで求職者の生活状態が失業給付の状況と、どのような関連あるかを次に分析することとする。しかし、失業は個人に直接かかわる問題であり、生活状態は世帯にかかわる問題であり、両者の関連は失業者が失業する以前に世帯の中でどのような経済的な位置にあったのか、失業した世帯員以外の経済的な状況がどのようなものであったかなどにより大きく左右される。それらに関する詳細な分析は、小澤論文で行なわれているので、そちらを参照していただきたい。ここでは、あえて失業者本人を除く世帯員の経済状況を考慮しないで考察を進めることとする。

失業給付の状況別に求職者世帯の生活状態を見る（表9）。まず、目立つのは、「適用外」の生活状況の劣悪さである。「このままでは生活していけない」が14.6%と一番高くなっている。「借金に頼って生活している」も5.1%で一番高くなっている。これらを足すと19.7%にもなり、2割弱の人が極端な困窮状態にあるといえよう。これに対して、「転職・新規就労希望」は「このままでは生活していけない」が5.9%、「借金に頼って生活している」は1.5%で生活が極端に困窮状態にある人は7.4%と少なくなっている。

逆に生活ができていく状況について見ると、「転職・新規就労希望」では「収入のみで楽に暮らしていける」が13.2%と一番高く、「世帯収入のみでなんとかやっていける」も33.8%でこれも一番高い比率になっている。両者を足すと47%にもなっている。「適用外」は「収入のみで楽に暮らしていける」5.8%、「世帯収入のみでなんとかやっていける」21.9%で両者を足しても27.7%にしかならない。「転職・新規就労希望」は差し当たり失業していないために生活状態は比較的安定したものになっている。もっとも、失業していないとはいっても「転職・新規就労希望」であるから、現在の仕事が満足できるようなものでない人々である。その労働条件はそれほど良いものであるとはいえないであろう。そうした条件にある人に比べても、失業し、雇用保険の保障の範囲外に置かれている人である「適用外」の生活状況は、より劣悪なものとならざるをえないのである。

これらに対して、雇用保険による保障を何らかの形で受けるか受けたことがある人々の生活はどのようになっているかを見てみよう。

生活困難な状態にあるとみなせる人が一番多いのは、「受給期間終了」で、「このままでは生活できない」が13.1%、「借金に頼って生活」が2.1%、「貯金など取り崩して生活」が36.6%で、これらを合計すると51.8%にもなる。これらの人々は生活維持が困難になっている人と言えよう。それが過半数にも及んでいる。その反面、「収入のみで楽に暮らしていける」は3.7%。「世帯収入のみでなんとかやっていける」は24.1%で、生活を維持していけるとみなせる世帯は、27.8%しかないこととなる。

「受給中」は「このままでは生活できない」が7.6%、「借金に頼って生活」が1.6%、「貯金など取り崩して生活」が33.4%で、これら生活の維持が困難な世帯は42.6%になっている。逆に生活を維持していける世帯は35%である。

「待機中」は「このままでは生活できない」、「借金に頼って生活」、「貯金など取り崩して生活」など生活を維持することが困難になっている世帯の比率は39.4%になっている。生活を維持していける世帯は35.9%である。これら雇用保険と何らかの関りをもっている人々の中で、「受給期間終了」の生活状態の劣悪さが目立ち、「受給中」との落差の大きさが明瞭にあらわれている。

表9 失業給付の状況別求職者世帯の生活状態

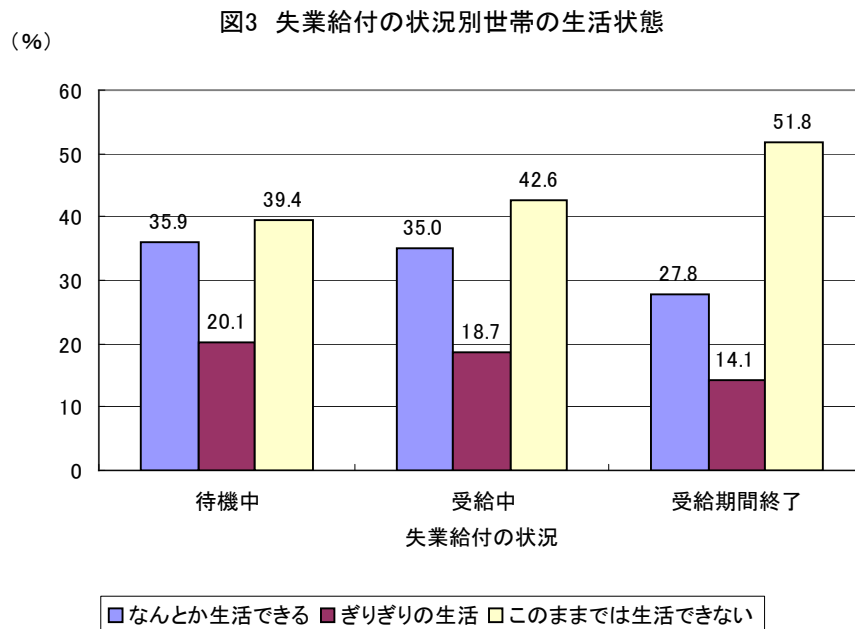
	世帯の生活状態							その他	NA	合計	%	総人数
	収入のみで楽に暮らしている	世帯収入のみで何とかやっけていける	やりくりしてぎりぎりの生活	貯金など取り崩して生活している	借金に頼って生活している	このままでは生活していけない						
総数	90	458	300	496	31	150	32	47	1604			
(横%)	5.6	28.6	18.7	30.9	1.9	9.4	2.0	2.9	100.0			1604
(失業給付の状況)												
受給中	5.4	29.6	18.7	33.4	1.6	7.6	1.3	2.5	100.0			890
受給期間終了	3.7	24.1	14.1	36.6	2.1	13.1	3.1	3.1	100.0			191
待機中	5.7	30.2	20.1	27.4	1.6	10.4	1.6	3.1	100.0			318
適用外	5.8	21.9	21.2	21.9	5.1	14.6	5.8	3.6	100.0			137
転職・新規就労希望	13.2	33.8	20.6	17.6	1.5	5.9	1.5	5.9	100.0			68

現行雇用保険による失業給付の支給が失業者の生活を安定化させる方向でどの程度の役割を果たしているか、もう少し見てみよう。図3は失業給付の状況別に生活状態を比較したものである。

この図では状況を鮮明にするために生活状況を大きな区分に整理した。「なんとか生活できる」は、「収入のみで楽に暮らしている」と「世帯収入のみでなんとかやっけていける」を合計したものであり、「ぎりぎりの生活」は「やりくりしてぎりぎりの生活」、「このままでは生活できない」は「貯金など取り崩して生活している」、「借金に頼って生活している」、「このままでは生活していけない」を合計したものである。

「待機中」、「受給中」、「受給期間終了」は一応雇用保険による保障の時間的な推移を示すものとなっている。このような時間的な推移が生活の状態をどのように変化させているかを見てみよう。つまり「待機中」、「受給中」、「受給期間終了」と移っていく中で、「なんとか生活できる」の比率は、35.9%、35.0%、27.8%と低下する傾向にある。「ぎりぎりの生活」も20.1%、18.7%、14.1%とこれも順次低下している。一方、「このままでは生活できない」は39.4%、42.6%、51.8%と着実に増加する傾向にある。特に「受給中」と「受給期間終了」との間では極端な低下になっている。「なんとか生活できる」は35.0%から27.8%へ7.8%の低下、「ぎりぎりの生活」も18.7%から14.1%へ4.6%の減となっている

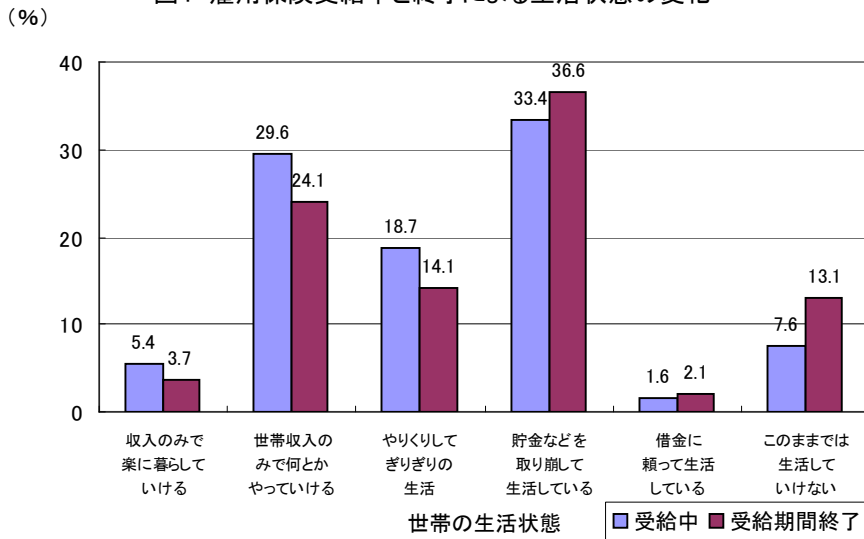
のに対し「このままでは生活できない」は42.6%から51.8%へと9.2%の大幅な増加となっている。大きな変化が「受給中」と「受給期間終了」との間で起こっている。失業給付の受給中から受給終了への移行が生活状態に大きな低落をもたらしているのである。



この変化を、もう一度、表9にもどって詳しく見てみよう。それを図にしたのが図4である。

これによると失業給付の打ち切りが生活状態にもたらした変化は一層鮮明になる。図の左が比較的生活状況が安定しているものを示し、右に向かって生活状況が順次厳しくなるようになっている。左から3番目まで、つまり「収入のみで楽に暮らしていける」、「世帯収入のみでなんとかやっけていける」、「やりくりしてぎりぎりの生活」までは、それぞれ5.4%から3.7%、29.6%から24.1%、18.7%から14.1%へと、失業給付の受給終了によって低下している。逆に、4番目から6番目までの「貯金など取り崩して生活している」、「借金に頼って生活している」、「このままでは生活していけない」は、すべて受給終了により上昇している。「預金など取り崩して生活している」は、33.4%から36.6%へ、「借金に頼って生活している」は1.6%から2.1%へ、「このままでは生活していけない」は7.6%から13.1%へとほぼ倍増しているのである。失業給付の受給終了が失業者を生活継続困難な状況に陥らせるものとなっている。これは逆にいうと、失業給付が失業者の生活を継続困難にさせない一つの防波堤としての役割を果たしているとも言えるのである。今日の不十分な失業給付でもこれだけの機能は果たしているので、これを充実させていけば、失業者の生活崩壊を防ぐうえでより重要な役割を果たしえることを示している。

図4 雇用保険受給中と終了による生活状態の変化



失業者は、失業期間が長期化していく中で、雇用保険の保障からも切り離され、生活の窮迫状況に陥り、それにより一層苛酷な求職活動に追い立てられるようになってきている。長期化といっても、現行雇用保険制度では雇用保険の失業給付の給付期間は、解雇・リストラなどでない場合には最高 180 日であるから、離職後 6 ヶ月後、給付制限があっても 9 ヶ月後にはそうした生活上の急変に遭遇することになる。このようにして発生する生活状態の急変は、求職者に労働力の「窮迫販売」を強制する力となって襲いかかってくる。苛酷な求職活動に追い立てられている求職者はどのような要求をもつようになるのか、失業給付の状況によって要求がどのように変化するのかを分析することによって、究明してみることとする。

調査では「行政などに対して切実に求めているものを 3 つまでお選びください」という設問を立てた。これに対する回答のうちの主なものを見てみると、①「再就職口の確保」834 人 (57.2%)、②「税金減額」594 人 (40.7%)、③「失業給付期間延長」518 人 (35.5%)、④「社会保険料減額」507 人 (34.8%) そして⑤「失業給付水準引上げ」323 人 (22.2%) となっている。これら主な回答について、失業給付の状況別にどのような違いがあるか見てみることにしよう (表 10)。

失業給付の状況ごとで、要求比率の高いものを上げてみると、「受給中」で比較的高いのは、「失業給付期間の延長」40.6%、「失業給付水準の引上げ」25.8%となっている。

「受給期間終了」は「再就職口の確保」で 68.3%、「失業給付期間の延長」が「受給中」に次いで高く 33.5%になっている。

「待機中」は「税金減税」が 46.5%で一番高い。「社会保険料の減額」「失業給付水準の引上げ」でそれぞれ「転職・新規就労希望」に次いで 39.6%、「受給中」に次いで 23.6%となっている。

「適用外」は「再就職口の確保」が「受給中」に次いで高く 63.5%である。

「転職・新規就労希望」では「社会保険料の減額」が 41.2%で一番、「税金減税」は「待機中」に次いで 42.6%になっている。

それぞれの主な要求項目だけをあげてみると、

「受給中」：「失業給付期間の延長」、「失業給付水準の引上げ」

「受給期間終了」：「再就職口の確保」、「失業給付期間の延長」

「待機中」：「税金減税」、「社会保険料の減額」、「失業給付水準の引上げ」

「適用外」：「再就職口の確保」

「転職・新規就労希望」：「社会保険料の減額」「税金減税」

「受給中」が失業給付期間や水準の引き上げに要求が高いのは、失業給付の受給中という状況からすれば当然であろう。「受給期間終了」と「適用外」はともに雇用保険の保障の範囲外にいる人々であるが、これらの人々の要求が「再就職口の確保」に集中するのは、もはや雇用保険の保障を得られない立場に置かれているからで、大きな特徴となっている。「待機中」、「転職・新規就労希望」は「税金の減税」、「社会保険料の減額」に要求のポイントがある。

これらの特徴をおおまかに区分すると次の3つになるであろう。①「待機中」、「転職・新規就労希望」は生活の現状を維持するための生活費の節約要求、②「受給中」は失業中の生活安定の継続要求、③「受給期間終了」、「適用外」は仕事を確保する要求である。失業状況が切迫してくると、生活費の支出節約から生活費の確保要求、そして仕事の確保要求へと移ってくるのがおおまかな傾向となっている。失業給付の支給終了が求職者を仕事の確保要求に向かわせていることは間違いないであろう。

表10 失業給付の状況別行政等への要求

		行政等への要求					総人数
	総人数%	再就職口の確保	税金減税	失業給付期間延長	社会保険料減額	失業給付水準引き上げ	
全体	総人数%	55.9	41.0	34.4	34.8	21.9	1604
(失業給付の状況)							
受給中		54.6	40.8	40.6	34.2	25.8	890
受給期間終了		68.6	34.6	33.5	32.5	14.1	191
待機中		50.6	46.5	32.7	39.6	23.6	318
適用外		63.5	38.0	13.1	27.7	10.2	137
転職・新規就労希望		47.1	42.6	7.4	41.2	8.8	68

※上位5項目のみ記載

#### 4 簡単なまとめ

失業それ自体は、収入の途絶を意味するので、失業者は、その期間をできるだけ短くし

ようとする。失業期間の短期化は失業者の最も強く望むものであろう。事実、調査結果でも過半数の人が「再就職口の確保」を要求していることもそのことを反映しているものといえよう。再就職によって失業期間を終了させようとする時、再就職の労働条件について、失業者が納得いくようなものでなければならないことは言うまでもない。もしそういう前提条件を抜きに、失業期間を短縮しようとするれば、それは失業者に労働力の安売り、つまり労働力の「窮迫販売」を強制することになる。つまり失業者を求職活動に無理やり押し出し、劣悪な労働条件の下で仕事させることとなる。

雇用保険法では、基本手当は、「受給資格に係る離職の日の翌日から起算して一年の期間内に失業している日について・・・」（20条）支給することになっており、法律で認められている失業期間は、最大1年ということになっている。1年以内にそうした強制が訪れるのが日本の失業者である。「のんびり失業もしてられない」という状況である。

こうした日本の状況に対して、フランスでは高齢者は「失業補償と年金を繋ぐという基本方向」があること、50歳未満の人でも30ヶ月の失業保険給付が受かれ、さらに別の保障制度に繋げることもできるようになっていると、都留民子氏は<sup>2</sup>述べている。フランスでは長期の失業が制度的に保障されており、さらに失業から引退への道も用意されているようである。

また、ドイツでも「45歳以上の失業者には1年を越える長期給付が保障され」、「45歳未満でも最短で6ヶ月の給付、2年間失業保険を拠出していけば、1年間の給付が保障される」とされていると、布川日佐史氏は述べている<sup>3</sup>。さらに失業保険は失業扶助に引き継がれると述べられている。こうした状況を見ると、日本の雇用保険による失業給付期間の短さと失業保障制度のメニューの少なさが目立つ。

失業給付によって長期の失業を保障することは、失業者に対する保障という問題だけではない。失業者が納得できる労働条件で再就職できる状況にないにもかかわらず、失業者を求職活動に追い立てれば、労働市場は労働力の供給過剰状態になり、それは現役労働者の労働条件を引き下げる方向に作用することは間違いない。

こうした事情から、失業者が安心して失業できるような保障を行うことは、失業者のみならず現役労働者の労働条件の向上にとっても欠かせない問題なのである。こうした視点で今日の失業者の実態を考察し、その状況の改善を図っていくことが必要であろう。

---

1 日本労働研究機構『失業構造の研究』2001年11月。

2 都留民子『フランスの貧困と社会保護』法律文化社、2000年3月。

3 布川日佐史編著『雇用政策と公的扶助の交錯』御茶ノ水書房、2002年2月、27～28頁。